

# いじめ重大事態調査報告書の分析状況について

令和5年12月11日時点版【随時更新】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
こども家庭庁支援局総務課

## 1. 分析の目的

文部科学省及びこども家庭庁においては、令和5年度より各学校設置者等が作成した重大事態の調査報告書（以下、調査報告書）について任意での提供を求め、収集した調査報告書の分析を行うこととしている。重大事態の調査は、「当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」（法第28条第1項）に行われるものであり、その調査報告書は、これまで各地域や学校設置者等における活用にとどまっていたところ、今般、国においても収集・分析を通じて、重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、国全体での重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的に行うものである。

## 2. 分析の基本的な進め方

重大事態調査報告書の分析に当たっては、調査項目や調査期間、報告書のページ数など形式的な側面と重大事態化・長期化した要因や報告書の中で提言された再発防止策の分析など実質的な側面に分けて整理を行うこととする。調査報告書は随時国に提供されているため、いじめ防止対策協議会の開催時にその時点までの分析状況について会議の場で報告を行うこととともに、会議の議論等を踏まえて随時事務局において分析項目は追加変更を行うこととする。また、本分析結果を重大事態調査における調査すべき標準的な内容等の考え方の整理や「いじめの重大事態調査の調査に関するガイドライン」等の改定の検討に活用する。

## 3. 分析対象及び留意事項について

- 分析対象とする調査報告書：100件

※令和5年11月30日時点で整理出来ているものを対象としている。

- 本分析の対象とする調査報告書は、各学校設置者等から任意で提供いただいたものであり、調査報告書の「概要版」や調査報告書の一部がマスキングされたものもある。よって、調査報告書の記載から確認できた範囲で整理を行っていることに留意が必要である。
- 調査内容・結果、学校等の対応における課題点や再発防止策等について、評価を行うことは避け、各項目に該当する記載があれば、記載内容の抽象度や分量、適否の如何を問わず、記載があるものとして取り扱った。

- また、個人や学校等が特定されるおそれがある場合には、一部情報を削除する等の加工を行っている。

### 3. 項目一覧

図表名	形式面／実質面	分析の観点について
図表①	形式面	分析対象100事案のうち、被害児童生徒の学校の種類等の記載が確認できた97事案における被害児童生徒の学校の種類等
図表②	形式面	分析対象100事案のうち、重大事態の態様
図表③	形式面	分析対象100事案のうち、概要版及び全体のページ数が分からぬ抜粋版を除く100調査報告書におけるページ数
図表④	形式面	分析対象100事案から重大事態の再調査を除く重大事態の調査を行った100事案のうち、調査主体の記載が確認できた91事案における調査主体
図表⑤	形式面	重大事態の調査を行った100事案のうち、重大事態の調査組織の委員構成が確認でき、構成員の職種等が把握できた87事案における構成員の職種等
図表⑥	形式面	重大事態の調査を行った100事案のうち、重大事態の発生日及び首長等への報告日並びに重大事態の発生日及び調査組織の初開催日の記載が確認できたそれぞれ36事案、60事案における重大事態の発生から調査開始までの期間
図表⑦	形式面	重大事態の調査を行った100事案のうち、重大事態の調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた89事案における重大事態の調査に要した期間
図表⑧	形式面	分析対象100事案のうち、重大事態の調査組織がいじめを認定したかどうかの記載が確認できた99事案におけるいじめの認定の有無
図表⑨	形式面	2号重大事案57事案のうち、概要版及び抜粋版を除く57調査報告書における「不登校重大事態に係る調査の指針」で示されている事項の記載状況
図表⑩	実質面	いじめが認定された99事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた96事案におけるいじめの態様
図表⑪	実質面	調査報告書で指摘されている重大事態に至る過程での学校等の対応における課題や再発防止に向けて提案されている事項の整理

図表①

分析対象100事案のうち、被害児童生徒の学校の種類等の記載が確認できた97事案における被害児童生徒の学校の種類等

(単位：事案、%)

学校の種類等	事案数	構成比
小学校	45	46.4
	1年生	5
	2年生	2
	3年生	9
	4年生	4
	5年生	11
	6年生	12
不明	2	2.1
中学校	34	35.1
	1年生	11
	2年生	12
	3年生	11
不明	0	0.0
高等学校	18	18.6
	1年生	9
	2年生	3
	3年生	2
	不明	4
合計	97	100

(注) 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

図表②

分析対象100事案における重大事態の態様

(単位：事案、%)

区分	事案数	構成比
1号重大事態（いじめにより生命心身財産に重大な被害が生じた疑い）	61	61.0
	うち生命に該当	14
	うち身体に該当	13
	うち精神に該当	29
	うち財産に該当	5
2号重大事態（いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）	57	57.0
不明	0	0.0
(参考) 被害児童生徒・保護者から申立てを受けた事案数	47	47.0
(参考) 分析対象とした事案数	100	

(注)

- 1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。
- 2 1件の重大事態が、生命、身体、精神、財産、不登校のそれぞれに該当する場合は、それぞれに計上している。
- 3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。
- 4 「被害児童生徒・その保護者からの申立てを受けた事案数」については、いじめの認知や重大事態発生の端緒として被害児童生徒・保護者から申立てがあったと報告書に記載のあった件数を計上している。

図表③

分析対象100事案のうち、概要版及び全体のページ数が分からぬ抜粋版を除く100調査報告書におけるページ数

(単位：調査報告書、%)

ページ数	1号 重大事態		2号 重大事態		不明		(参考) 概要版及び全体のページ数が分 からない抜粋版を除く35調査報 告書	
	調査 報告書数	構成比	調査 報告書数	構成比	調査 報告書数	構成比	調査 報告書数	構成比
1~9	42	68.9	22	5.3	0	0.0	0	0.0
1	1	1.6	2	0.0	0	0.0	0	0.0
2	4	6.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	3	4.9	2	0.0	0	0.0	0	0.0
4	8	13.1	4	0.0	0	0.0	0	0.0
5	10	16.4	5	0.0	0	0.0	0	0.0
6	8	13.1	3	0.0	0	0.0	0	0.0
7	4	6.6	1	0.0	0	0.0	0	0.0
8	3	4.9	3	0.0	0	0.0	0	0.0
9	1	1.6	2	5.3	0	0.0	0	0.0
10~19	6	9.8	16	47.4	0	0.0	0	0.0
20~29	4	6.6	9	26.3	0	0.0	0	0.0
30~39	3	4.9	5	10.5	0	0.0	0	0.0
40~49	0	0.0	2	10.5	0	0.0	0	0.0
50~59	2	3.3	1	0.0	0	0.0	0	0.0
60~69	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
70~79	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
80~89	1	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
90~99	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
100~	2	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	61	100	57	100	0	0	0	0

(注)

- 1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。
- 2 1件の重大事態が、1号事案及び2号事案の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。  
なお、「概要版及び全体のページ数が分からぬ抜粋版を除く35調査報告書」欄は重複を除いた数値を記載している。
- 3 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。
- 4 ページ数に表紙及び目次は含まれない。また、ページ数が「不明」とは、調査報告書全体のページ数が分からぬものである。

図表④

分析対象100事案から重大事態の再調査を除く重大事態の調査を行った100事案のうち、調査主体の記載が確認できた91事案における調査主体

(単位：事案、%)

調査主体		事案数	構成比
学校の設置者 主体	学校の設置者の職員等に第三者が加わった調査組織	2	2.2
	学校設置者の職員等が調査委員に入らない第三者のみで構成された調査組織	19	20.9
学校主体	学校の職員のみの調査組織	27	29.7
	学校の職員等に弁護士等の第三者が加わった調査組織	43	47.3
合計		91	100

(注)

1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

図表⑤

重大事態の調査を行った100事案のうち、重大事態の調査組織の委員構成が確認でき、構成員の職種等が把握できた87事案における構成員の職種等

(単位：事案、%)

構成員の職種等	事案数	構成比
重大事態が発生した学校の教職員	62	71.3%
重大事態が発生した学校の校長	61	70.1%
重大事態が発生した学校を管轄する教育委員会の事務局職員	7	8.0%
重大事態が発生した学校を管轄する教育委員会の教育長	1	1.1%
学校運営協議会等の会長又は委員	3	3.4%
スクールカウンセラー	61	70.1%
スクールソーシャルワーカー	33	37.9%
弁護士	34	39.1%
医師	8	9.2%
重大事態が発生した学校のPTAの代表	4	4.6%
大学教授（准教授、講師等を含む）	17	19.5%
警察関係者（OBを含む）	2	2.3%
人権擁護委員	3	3.4%
その他（マスコミ関係者、民生児童委員等）	18	20.7%
（参考）構成員が把握できた事案数	87	

図表⑥

重大事態の調査を行った100事案のうち、重大事態の発生日及び首長等への報告日並びに重大事態の発生日及び調査組織の初開催日の記載が確認できたそれぞれ36事案、60事案における重大事態の発生から調査開始までの期間

(単位：事案、%)

発生日から首長等への報告までの期間	事案数	構成比
1日～15日	13	36.1%
16日～30日	5	13.9%
30日以上	18	50.0%
発生日から調査開始までの期間	事案数	構成比
30日以内	45	75.0%
0日～	30	50.0%
2日～	1	1.7%
5日～	4	6.7%
10日～	4	6.7%
15日～	2	3.3%
20日～	2	3.3%
25日～	1	1.7%
30日	1	1.7%
31日～60日	8	13.3%
61日～90日	3	5.0%
91日～120日	0	0.0%
121日～150日	0	0.0%
151日～180日	1	1.7%
181日～210日	0	0.0%
211日～240日	0	0.0%
241日～270日	2	3.3%
271日～300日	0	0.0%
301日～	1	1.7%

(注)

1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

2 重大事態の発生日は、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった日等学校等が事案を把握したと考えられる日として整理している。重大事態の発生から調査開始までの期間は、重大事態の発生日と重大事態の調査組織の初開催日の差を示す。

図表⑦

重大事態の調査を行った 100事案のうち、重大事態の調査組織の初開催日及び調査報告書の取りまとめ日の記載が確認できた89事案における重大事態の調査に要した期間

(単位 : 事案、 %)

重大事態の調査に要した期間	事案数	構成比
30 日以内	1	1. 1%
31 日～60 日	8	9. 0%
61 日～90 日	14	15. 7%
91 日～120 日	12	13. 5%
121 日～150 日	9	10. 1%
151 日～180 日	9	10. 1%
181 日～210 日	5	5. 6%
211 日～240 日	6	6. 7%
241 日～270 日	4	4. 5%
271 日～300 日	2	2. 2%
301 日～330 日	3	3. 4%
331 日～360 日	2	2. 2%
361 日～390 日	1	1. 1%
391 日～420 日	2	2. 2%
421 日～450 日	1	1. 1%
451 日～480 日	0	0. 0%
481 日～510 日	0	0. 0%
511 日～540 日	3	3. 4%
541 日～570 日	2	2. 2%
571 日～600 日	1	1. 1%
601 日～	4	4. 5%
合計	89	100. 0%

(注)

1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

2 重大事態の調査に要した期間は、重大事態の調査組織の初開催日と調査報告書取りまとめ日の差を示す。

3 構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

図表⑧

分析対象100事案のうち、重大事態の調査組織がいじめを認定したかどうかの記載が確認できた99事案におけるいじめの認定の有無

(単位 : 事案、 %)

いじめの認定の有無	事案数	構成比
いじめが認定されたもの	96	97. 0%
いじめが認定されなかったもの	3	3. 0%
合計	99	100. 0%

(注) 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

図表⑨

2号重大事案57事案のうち、概要版及び抜粋版を除く57調査報告書における「不登校重大事態に係る調査の指針」で示されている事項の記載状況

(単位 : 調査報告書、%)

記載事項	記載が確認できた		記載が確認できない		合計		
	調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比	調査報告書数	構成比	
1. 対象児童生徒	学校名	55	96.5%	2	3.5%	57	100.0%
	学年・学級・性別	54	94.7%	3	5.3%		
	氏名	54	94.7%	3	5.3%		
2. 欠席期間・対象児童生徒の状況	48	84.2%	9	15.8%			
3. 調査の概要	調査期間	46	80.7%	11	19.3%	57	100.0%
	調査組織及び構成員	52	91.2%	5	8.8%		
	調査方法	49	86.0%	8	14.0%		
	外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性	34	59.6%	23	40.4%		
4. 調査内容	行為（いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実）について	52	91.2%	5	8.8%	57	100.0%
	聴取内容等	42	73.7%	15	26.3%		
	時系列での記載	50	87.7%	7	12.3%		
	学校の対応や指導の内容	53	93.0%	4	7.0%		
	その他（家庭環境等）	6	10.5%	51	89.5%		
	調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	52	91.2%	5	8.8%		
5. 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策	50	87.7%	7	12.3%			
6. 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見	54	94.7%	3	5.3%			

(注) 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

図表⑩

いじめが認定された99事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた96事案におけるいじめの態様

(単位 : 事案、%)

いじめの態様	事案数	構成比
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	50	52.1%
仲間はずれ、集団による無視をされる	12	12.5%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	13	13.5%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	18	18.8%
金品をたかられる	4	4.2%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	7	7.3%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	26	27.1%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷（悪口を言わされること）や嫌なことをされる	19	19.8%
その他	1	1.0%
(参考) いじめが認定された事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた事案数	96	

(注)

1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

2 複数の「いじめの態様」の区分に計上している事案がある。

3 構成比は、いじめが認定された事案のうち、いじめの態様の記載が確認できた事案数に対する割合である。

図表⑪

調査報告書で指摘されている重大事態に至る過程での学校等の対応における課題や再発防止に向けて提案されている事項の整理

(単位 : 事案、%)

整 理 区 分		指摘があつた 事案数	構成比
いじめの防止	ア) いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり、学級づくり	27	27.0%
	イ) いじめに向かわぬ態度・能力を育成するいじめ防止教育の実施等	36	36.0%
	ウ) 児童生徒が悩みや不安を相談しやすい環境づくり、相談体制の整備	33	33.0%
	エ) 定期的なアンケートや面談等いじめを早期発見するための取組	33	33.0%
	オ) 情報モラルに関する教育の充実	14	14.0%
教職員の資質能 力向上	カ) 管理職のいじめ対応におけるリーダーシップ、対応力の向上	2	2.0%
	キ) 児童生徒の変化に気付き、積極的に声掛けができる教師の姿勢、資質能力の向上	33	33.0%
	ク) 教職員の法律等の理解及び積極的な認知や組織的対応など基本的な対処の仕方に関する普及啓発	44	44.0%
いじめへの対処	ケ) いじめ防止対策組織の実効的運用、体制見直し	22	22.0%
	コ) 学校いじめ防止基本方針等の徹底、必要な見直し	14	14.0%
	サ) 学校内、教職員間での情報共有・連携、組織的対応	47	47.0%
	シ) いじめの疑いがあった際の迅速な事実確認、積極的な認知	27	27.0%
	ス) 学校と教育委員会等設置者との情報共有・連携	13	13.0%
	セ) 聞き取りの情報等の記録の作成、資料管理	12	12.0%
	ソ) 被害児童生徒への支援や寄り添った対応	49	49.0%
	タ) 加害児童生徒、関係児童生徒への必要な指導や支援	34	34.0%
	チ) 保護者との情報共有・連携	52	52.0%
	ツ) S C ・ S S W 等との連携	48	48.0%
外部との連携	テ) いじめに関する保護者の認識、普及啓発	9	9.0%
	ト) 警察等関係機関との連携	20	20.0%
	ナ) スクールロイヤーとの連携	1	1.0%
その他	二) 重大事態としての報告や対応の遅れ	10	10.0%
	ヌ) 不登校児童生徒への支援、サポート体制の整備	8	8.0%
	ネ) 進級、進学や転校時の情報共有、引継ぎ	13	13.0%
	ノ) 人的体制の拡充	5	5.0%
	その他	12	12.0%
(参考) 分析対象とした事案数		100	

(注)

1 文部科学省・こども家庭庁の調査結果による。

2 記載内容の抽象度や分量、適否に関わらず課題や再発防止策として指摘されていれば記載があるものとして全て計上している(ただし、1報告書から1つの事項について複数の指摘がある場合1回として計上している)。

3 構成比は、分析対象とした事案数に対する割合である。